

高等学校・特別支援学校学習指導要領実施スケジュールの概要

I. 高等学校

- 平成21年度中に周知徹底を図り、可能なものは先行して実施
- 平成25年度入学生から新学習指導要領を年次進行で実施

1. 総則、総合的な学習の時間、特別活動は平成22年度から実施

- 直ちに実施可能な、総則、総合的な学習の時間、特別活動については、平成22年度から新学習指導要領の規定を先行実施。(総則のうち、各教科・科目及び標準単位数及び必履修教科・科目に関する規定を除く)

2. 数学及び理科は平成24年度入学生から年次進行で実施

- 数学及び理科については、平成24年度入学生から、教科書を準備した上で新学習指導要領による指導を実施。(平成24年度入学生は、中学校3年間、新中学校学習指導要領に準じた指導を移行措置として受けているため)

3. 他の各教科等

(1)国語、地理歴史、公民、外国語、家庭、情報、専門教科(「(2)その他の教科」以外)

- 平成25年度までに教科書の編集・検定・採択を行い、平成25年度入学生から年次進行で実施。

(2)その他の教科

○ 専門教科(福祉)

新しい介護福祉士養成課程に対応するため、学校の判断により、平成21年度から新学習指導要領によることも可能。

○ 保健体育、芸術、専門教科(体育、音楽、美術)

学校の判断により、平成22年度から新学習指導要領によることも可能。

II. 特別支援学校

- 幼稚部は、平成21年度から実施
- 小・中学部は、小学校・中学校学習指導要領の実施スケジュールに準拠(平成21年度から移行措置、平成23年度から小学部実施、平成24年度から中学部実施)
- 高等部は高等学校学習指導要領の実施スケジュールに準拠